

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [経営対策活動](#) | [36協定について](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)

36協定について

「36協定」とは

労働基準法では、「1週40時間、1日について8時間を超えて労働させてはならない。また、1週1日、4週4日の休日を与えなければならない」と定めています。ただし、同法36条の規定により、時間外労働・休日労働協定（＝36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ることを条件とすれば、法定労働時間を超える時間外労働、および法定休日における休日労働を認めています。したがって、会社は残業や休日出勤などを組合員に命ずる場合には、この36協定で定めたルールにもとづいて行なわなければなりません。36協定では、時間外労働の限度時間などが定められています。したがって、私たち働く側もこの協定の内容を十分把握しなければなりません。また、協定は、使用者と労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と締結する必要があります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[▶ キーワード検索はこちら](#)[>>一覧へ戻る](#)

